

授業・履修について

学生の本分は学業です。この項は本学の全ての学生にとって、学業を修めるための最も重要な共通の情報を掲載してあります。これらを踏まえ、それぞれの学科が独自の教育システム、カリキュラムを構築し、みなさんに教育を行います。卒業後の社会、業界での活躍を期待しています。

学校生活の中心である授業については、学科の別によらず、学校全体の共通の用語、スケジュール、約束事などがあり、学生全員が共通の認識を持っていることを前提に、様々な連絡や指示がなされます。

「知らなかった」「見ていない」は通りませんので、よく確認して十分な学習成果をあげてください。またよくわからないことがある場合、放置をしたり自分で判断せずに、担任、学科、事務局に問い合わせてください。

○ 学期制…年次、セメスター、クォーター

本学での学期は次のように区分され、年次、セメスター、クォーターと呼ばれます。授業科目は原則としてクォーター毎に期末試験などによる成果確認が行われ、科目の成績や可否の判断は原則としてセメスター毎に行われます。

年 次	1 年次				2 年次			
セメスター	Ⅰ（春学期）		Ⅱ（秋学期）		Ⅲ（春学期）		Ⅳ（秋学期）	
クォーター	1	2	3	4	1	2	3	4
授業回数	7週	8週	7週	8週	7週	8週	7週	8週

年 次	3 年次				4 年次			
セメスター	Ⅴ（春学期）		Ⅵ（秋学期）		Ⅶ（春学期）		Ⅷ（秋学期）	
クォーター	1	2	3	4	1	2	3	4
授業回数	7週	8週	7週	8週	7週	8週	7週	8週

2 年制	4 年制
4 学期	8 学期
8 クォーター	16 クォーター
60 週	120 週

○ 履修…授業時間割、必修科目・選択必修科目・選択科目

授業は年度やセメスターの初めに配付される時間割に従って実施されます。各々の科目の授業を受け、評価を受けることを、その科目を履修するといえます。履修には登録などの手続きが不要な必修科目と、手続きや申し込みが必要な選択必修科目、選択科目があります。

- ・必修科目…その学科、コースに在籍している学生の全員が、必ず履修しなければならない科目です。
- ・選択必修科目…複数の科目の中から、学科やコースにより指定された科目数を履修しなければならない科目です。
- ・選択科目…自分の希望により履修することができる科目で、これを履修しなくても進級や卒業に関わることはありません。

必修科目については時間割で指定された曜日・時間に授業を受けますが、選択必修科目、選択科目については、「履修の申し込み（および履修の許可）」が必要です。学科・コースにより申し込み方法などが異なりますので、オリエンテーションなどでの学科・コースの指示に従ってください。

※履修の申し込みをした科目を取り消したり、別の科目に変更したい場合は、学科・コースの指示に従い、所定の手続きにより許可を得てください。

○ 出席・欠席・公認欠席

授業やレッスンは、十分な学習の成果をあげるためには全出席が当然です。止むを得ない事情がある場合でも、授業時数の3分の2以上出席していることが必要です。（出席率の規定）なお、学校が特に認めた事由による欠席を公認欠席と呼び、所定の手続きを経て公認欠席が認められた場合は、出席と同等に取り扱われます。

- ・公認欠席に該当する事由
 - a. 学校主催または学校が認めた演奏会や行事への出席・参加
 - b. 進路、就職に関する研修、就職試験等への参加あるいは受検
 - c. 3親等以内の近親者が亡くなったとき（忌引き）
 - 父母（1親等近親者）……………7日以内
 - 兄弟祖父母（2親等近親者）………3日以内
 - その他（3親等近親者）………1日
 - d. 災害等不可抗力による欠席（被災証明等の提出を要することがある）
 - e. 学校保健安全法施行規則（別表参照）に定められた感染症に罹患し、治療と伝染予防のため、医師に出席停止が必要と認められた場合これらの感染症にかかり治癒した後、登校を開始する場合は、医師の発行する「治癒証明書」などを「公認欠席届」と一緒に学科に提出する必要があります。

f. そのほか本学が認めた事由

・公認欠席の手続きと認定

上記の理由により欠席する場合は、所定の届出書式に必要事項を記入して担任に提出してください。公認欠席の届出に伴う書式は欠席の事由により4種類があり、これらの届出が学校の承認を得た場合に公認欠席が認められます。届け出る際には必ず正しい書式を使ってください。

前項の公認欠席に該当する事由(a. ~ f.)のうち、a. b. については事前の提出が必要です。また、c. 忌引きについては服喪明け3日以内に、d. 災害に伴う欠席については可能な限り速やかに、e. 感染症に伴う欠席については、診断書(その他、診断結果や治癒を証明する書類)を添えて速やかに届を提出してください。f. その他については事前に学科に相談し公認欠席として認められるケースかどうかを確認してください。なお、届出のない場合、期限を過ぎた場合、必要書類が添付されていない場合は公認欠席と認められませんので注意してください。

・長期欠席の届け出

1週間以上にわたって欠席する場合は、理由(病気の場合は医師の診断書等を添える)を記載した本人と保証人(保護者)連名の欠席届を担任に提出してください。

事前に申請する事由	学校が認める演奏会等への参加	専門活動届
	就職試験、会社説明会等への参加	就職活動届
	インターンシップ、内定研修	企業研修等届 就職活動届 (2種の届が必要)
事後に申請する事由	忌引き、被災、感染症	公認欠席届

※上記各種届は事務局にて受け取ることが出来ます。また SHOBI ウェブサイト内の学生向けページまたは本書末頁のQRコードよりダウンロードする事も出来ます。

○ 感染症などによる出席停止について

学校保健安全法施行規則にある疾患は必ず公認欠席となる(必ず出席停止をしなくてはならない)感染症です。出席停止期間には実際には医師が決定しますので、その期間に従ってください。また次ページの学校保健安全法施行規則の表に記載されていない疾患についても医師が出席停止と判断をした場合、公認欠席が認められるためには医師による診断書などの提出が必要となります。

感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある学生がいるときは、学校長により出席停止を命じる場合があります。また学科やクラスで感染症が流行した場合、学級閉鎖による出席停止を命じる場合があります。学級閉鎖中は罹患の如何にかかわらず登校は出来ません。学科、担任の指示を仰ぎ不要な外出は避けなければなりません。なお、学級閉鎖中の欠席は公認欠席と同等に扱われます。

※公認欠席届…事務局にて受け取ることが出来ます。また SHOBI ウェブサイト内の学生向けページよりまたは本書末頁のQRコードよりダウンロードする事も出来ます。

【感染症対応について】

- ・感染症による出席停止、学級閉鎖、休校については、『感染症に関する本学の行動指針』によって定められています。SHOBI ウェブサイトでは本学の行動指針に加えて感染症についての情報を随時掲出しています。SHOBI ウェブサイトを確認する習慣を持ち、新しい情報を把握するように心がけてください。

SHOBI ウェブサイト ニュース <https://www.shobi.ac.jp/news/>

(別表) 学校保健安全法施行規則 (予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準)

	種類の考え方	疾患名	出席停止期間
第一種	感染症法の一及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 痘そう ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 シフテリア 南米出血熱 特定鳥インフルエンザ 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)	治癒するまで
		新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第二種	飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日経過し、かつ、解熱後2日経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後3日経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺腫脹が発現後5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状消退後2日経過まで
		結核	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	学校において流行を広げる可能性がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
		その他の感染症	学校医がその都度の判断を行い、学校長が認めた場合は、出席停止などの措置をとりうる。病状によるため一律の出席停止ではない。

※新型コロナウイルス等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

○ 期末試験と成績・評価

各クォーター末には、科目毎に小テストや試験などにより学習成果の確認が行われ、これらの結果、出席状況、平常点などを総合して、セメスター毎に成績が算出され、評価が行われます。なお、評価を受けるにはセメスターを基準に3分の2以上の出席をしていること、その学期までの学費を納入していることが必要です。

セメスター毎の成績（評点）は100点満点で算出され、評点に対応した5段階の評価が行われます。

評点と評価は以下のように対応し、D評価は不合格となります。

SA=90点以上 A=80～89点 B=70～79点 C=60～69点 D=59点以下
成績の通知はセメスター毎に行われ、担任から成績表が配付されます。

○ 授業科目試験と実技・アンサンブル科目試験

各クォーター末の試験には、授業科目試験（全学科）と実技・アンサンブル科目試験（音楽系学科）があります。授業科目試験は、通常各クォーターの最終授業時間に実施されますが、実技・アンサンブル試験は、各クォーターの授業終了後に、「実技・アンサンブル試験期間」が設けられ、特別スケジュールにより実施されますので、担任や学科からの連絡・掲示などに注意してください。

○ 提出物による試験

科目の内容により、各クォーター末の試験がレポートや作品などの提出により行われるものもあります。担当講師の指示に従い、所定の形式、方法で決められた期限までに提出してください。提出しなかったり、期限に遅れたりした場合は、「試験欠席」と扱われることがありますので注意してください。

○ 公認追試験・追試験・再試験

通常の期末試験を受けられなかった場合、あるいは試験を受けたが合格点に達しなかった場合、以下の試験が行われることがあります。いずれも担任の確認ののち、事務局にて所定の手続きが必要です。公認欠席に該当する事由と適用される項目が異なりますので注意してください。

- ・公認追試験——期末試験の受験資格があり、下記に該当する理由で試験を欠席した場合は「公認欠席届」を提出することで、セメスター末の「追再試験期間」に実施される「公認追試験」を受けることができます。受験には所定の手続きが必要です。
 - a. 3親等以内の忌引き（保証人による届出を要する）
 - b. 天災等不可抗力による欠席（被災証明等の提出を要することがある）

- c. 学校保健安全法施行規則に定められた感染症に罹患し、治療と伝染予防のため医師に出席停止が必要と認められた場合（医師の診断書などの提出を要する）
 - d. 前各号に掲げる場合のほか本学が特に認めた場合
 - 追試験——期末試験の受験資格があり、下記に該当する理由で試験を欠席した場合は、セメスター末の「追再試験期間」に実施される「追試験」を受けることができます。受験には所定の手続きが必要です。
 - a. 交通機関の連休や遅延（証明書の提出を要する）
 - b. 病気（医師の診断書の提出を要する）
 - c. 就職試験（会社訪問証明書の提出を要する）
 - d. 上記と同程度と認められる正当な理由
- ※ただし、選択科目などで、卒業・進級の要件でないものについては原則として追試験は行われません。
- 再試験——期末試験の結果、評点が合格点（60 点以上）に達しなかった場合、その科目についてセメスター末の「追再試験期間」に「再試験」が実施されることがあります。
- ※ただし、選択科目などで、卒業・進級の要件でないものについては原則として再試験は行われません。

○ 履修認定と進級・卒業

SA、A、B、C の評価を得た科目は、履修が認定されます。必修科目、選択必修科目のうち履修を必要とする数の科目に合格することで、次学年への進級、あるいは卒業が認定されます。

必修科目の未履修があると、卒業が認定されません。この場合は、所定の手続きを経て、卒業年次留年となります。

また、進級には所定の科目の3分の2以上の履修が必要です。これに満たない場合は、同様に所定の手続きを経て留年となり、全科目を再度履修しなければなりません。

○ 在籍について

上に記した留年を含め、退学、休学、専攻やコース変更など、在籍に関する届出は、すべて指定の書式により、担任・学科に願い出てください。その後、規定に従って必要な手続きを行ってください。